

推進の柱 4

子育て・親育ち支援の充実



4 子育て・親育ち支援の充実

子どもたちの健やかな成長のためには、保護者自身が子育てに自信と喜びを感じ、ゆとりをもって子育てができることが求められます。

乳幼児期からの親子の愛着関係の形成や家族との触れ合いをとおして、子どもたちの豊かな情操、命を大切に作る心や思いやりの心、社会性や基本的な生活習慣などが育まれます。家庭教育が子どもの人格形成において大きな役割を担っていることから、保護者に家庭教育の重要性を伝えていく必要があります。

「親と子の育ちの場」としての幼稚園・認定こども園・保育所等の機能や特性を生かし、地域の関係機関が連携して、家庭教育を支える子育て支援体制の充実に努めます。

基本方針（1）「親と子の育ちの場」の充実

目標① 多様な場を活用した交流機会の提供

保護者同士がつながりを持ち、心にゆとりを持って子育てができるよう、保護者同士の交流を深める支援に努めます。

【推進のための具体的な取組】

【県・県教育委員会】

- 保護者同士の仲間づくりの支援
 - ・「とっとり子育て親育ちプログラム」活用の推進(ファシリテータ派遣等)
- 子育て支援や交流活動等の情報提供

【市町村・設置者】

- 教員・保育士等を対象とした保護者同士の仲間づくりのための研修を実施しましょう。
- 保護者の交流の場や機会・情報を提供しましょう。
- 保護者の自主的活動、サークル活動等への支援をしましょう。

【幼稚園・保育所・認定こども園等】

- 保育参観や保育参加（*）の機会を提供しましょう。
- 空いた保育室や園舎、園庭等を開放しましょう。
- 保護者同士の交流の場を設けたり情報を提供したりしましょう。
- 自主的活動を支援し、保護者の力が発揮できる場をつくりましょう。
- 小学校と園の保護者がつながるための取組を進めましょう。★右ページ日野町保護者の自主的交流

* 保育参加…参観するだけでなく、子どもをより理解するために保育に主体的に参加すること。

基本方針（１）「親と子の育ちの場」の充実

目標② 保護者の育ちを応援する学びの機会の充実

保護者が家庭教育の重要性について理解を深め、自信と喜びを感じながら子育てができるよう、保護者の学習機会の充実に努めます。

【推進のための具体的な取組】

【県・県教育委員会】

- 家庭教育の重要性の発信
 - ・とっとりふれあい家庭教育「子どもと向き合う４つのポイント」を中心とした啓発活動
 - ・子育て支援に関する情報の提供と研修の充実
 - ・家庭教育アドバイザーの保護者会等への派遣
 - ・担当指導主事の保護者研修会等への派遣
- 読書活動の推進
 - ・親子読書の推進
 - ・子ども読書アドバイザーの派遣
- 中高生の育児体験の推進

【市町村・設置者】

- 家庭教育に関する研修会を実施しましょう。
 - ・子育ての基本的な知識や技能を学ぶ場の提供
- 家庭教育に関する学習機会や子育て支援に関する情報を提供しましょう。
- 保護者の自主的活動、サークル活動等への支援をしましょう。
- 中高生に保育・子育て体験の場を提供しましょう。

【幼稚園・認定こども園・保育所等】

- 家庭教育に関する保護者研修会を実施しましょう。
 - ・家庭教育の知識
 - ・幼児の心の理解
 - ・親としてのかかわり方・役割 など
- 園の経営方針や取組について積極的に伝えていきましょう。
- 保育参観や保育参加の機会を提供しましょう。
- 保護者が気軽に相談できる雰囲気を作り、積極的にアプローチしましょう。
- 家庭教育、子育て支援や学習機会に関する情報を提供しましょう。
- 親子読書の機会を設けましょう。
 - ・絵本の貸し出し
 - ・親子読み聞かせ体験
 - ・絵本の紹介 など
- 親子の触れ合いをすすめていきましょう。

【小学校等】

- 就学児の保護者に向けて小学校の生活や学習について説明する機会をつくりましょう。

基本方針（１）「親と子の育ちの場」の充実

目標③ 親と子の生活習慣づくりの支援

幼稚園・保育所・認定こども園や地域と連携して、家庭でのよりよい子育て環境づくりをめざし、親と子の望ましい生活習慣の確立を支援するよう努めます。

【推進のための具体的な取組】

【県・県教育委員会】

- 生活習慣の重要性の理解推進
 - ・教員・保育士、保護者等の研修会の開催
 - ・「心とからだいきいきキャンペーン」の推進
 - ・睡眠の重要性に関する情報発信・先進的な取組の紹介 * 「みんなく」
 - ・電子メディア機器の使用に関する情報発信・先進的な取組の紹介
- とっとりふれあい家庭教育「子どもと向き合う４つのポイント」を中心とした啓発活動

【市町村・設置者】

- 親と子の生活習慣の実態を把握し、生活習慣改善に向けた取組を進めましょう。
- 生活習慣づくりに関する研修会を実施しましょう。
- 生活習慣づくりに関する取組を推進しましょう。
 - ・啓発活動 ・ 情報発信 ・ キャンペーン など

【幼稚園・認定こども園・保育所等】

- 親と子の生活習慣づくりを進めましょう。
 - ・保護者啓発・研修会
 - ・情報提供
 - ・食育
 - ・早寝・早起き・朝ごはん
 - ・眠育
 - ・電子メディア機器の使用 など
- 子育てを楽しむ保護者の声を積極的に伝えましょう。

* 「みんなく」とは…「睡眠教育」の略で、「子どもたちの睡眠への意識向上と生活習慣の改善を図り、心身の健康を増進させる教育のこと」（「睡眠教育のすすめ 睡眠改善で子どもの生活、学習が向上する」木田哲生著から引用）

基本方針（２）子育て支援体制の充実

目標① 関係機関と連携した子育て支援体制の充実

保護者の多様なニーズに対応するために、関係機関と連携し、地域ぐるみの支援体制の整備、充実に努めます。

【推進のための具体的な取組】

【県・県教育委員会】

- 幼稚園・保育所・認定子ども園や地域の連携による子育て支援の推進
- 家庭教育・家庭内保育の支援のための地域人材の育成
 - ・家庭教育アドバイザー
 - ・「とっとり子育て親育ちプログラム」ファシリテータ
 - ・ペアレントトレーニング（＊１）のファシリテータ 等
- 家庭教育・家庭内保育の支援のための情報収集及び提供
- 子育て支援事業の実施
 - ・「届ける家庭教育支援」体制の構築を支援
 - ・子育て世代包括支援センター（とっとり版ネウボラ）等への支援
 - ・こども食堂へのサポート体制の構築
 - ・ペアレントメンター（＊２）を活用した保護者支援の充実
- 児童虐待防止ネットワークの構築

【市町村・設置者】

- 関係機関と連携した支援体制を整備しましょう。
- 様々なニーズに応えるための地域子育て支援体制を整備しましょう。
 - ・子育て世代包括支援センターの設置
 - ・「届ける家庭教育支援」の実施
- 家庭教育支援のための地域人材の育成に取り組みましょう。
- 子育て支援施設の設備を充実しましょう。
- 子育て支援に関する情報収集と提供に努めましょう。
- 公民館やこども食堂を活用した子育て支援に取り組みましょう。
- 児童虐待防止ネットワークを構築しましょう。
- 保護者のニーズに応じた保育を提供しましょう。
 - ・預かり保育、一時預かり、延長保育、休日保育、病児・病後児保育 など

【幼稚園・認定子ども園・保育所等】

- 地域関係者による研修会に参加しましょう。
- 幼児の生活・実態等を把握し、保護者に具体的な取組や改善の方法を伝えましょう。
- 保護者のニーズに応じた保育を充実しましょう。
- 地域の人材を活用しましょう。

（＊１）ペアレントトレーニング…子育てに悩んでおられる保護者が、子どもを理解するための考え方や関わり方のヒントを学べるプログラム

（＊２）ペアレントメンター…発達障がいのある子どもを育てる保護者がよき相談者となって助言を行う者

基本方針（２）子育て支援体制の充実

目標② 家庭や地域における子育て支援体制の充実

未就園児のいる家庭や地域における子育てをよりよいものにするために、関係機関と連携して子育て支援体制の充実に努めます。

【県・県教育委員会】

- 幼稚園・保育所・認定こども園や家庭・地域の連携による子育て支援の推進
- 子育て支援事業の実施
 - ・地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）への支援
 - ・家庭教育推進協力企業の取組支援
- 家庭教育・家庭内保育支援のための地域人材の育成
- 家庭教育・家庭内保育のための学習機会や情報の提供
 - ・「子育て世代包括支援センター（とっとり版ネウボラ）」の活動支援

【市町村・設置者】

- 未就園の子どものいる家庭を支援しましょう。
 - ・就園や子育てに関する情報提供
 - ・子育て相談の実施
- 子育て支援センターの施設を整備し、運営施策の充実に努めましょう。
 - ・子育て支援ネットワークづくり
 - ・コーディネーター的役割を持つ人員の配置
- 家庭教育支援のための地域人材の育成・活用に取り組みましょう。
 - ・高齢者や子育て経験者等の人材育成・活用
- 保健師や民生児童委員などと連携協力しましょう。
- 子育てサークル等の活動を支援しましょう。
- 子育て文化を継承する場や機会を充実しましょう。

【幼稚園・認定こども園・保育所等】

- 子育て支援センターと協力・連携し、未就園の子どものいる家庭を支援しましょう。
- 心理や保健の専門家、地域の子育て経験者や高齢者等の地域の人と協力しましょう。
 - ・カウンセラー、保健師
 - ・公民館、老人会、放課後児童クラブなど
- 保護者との信頼関係を築き、保護者の自己決定を尊重した対応をしましょう。

基本方針（3）地域における園のセンター的機能の整備

目標① 幼稚園・認定こども園・保育所等におけるセンター的機能の充実

幼稚園・認定こども園・保育所等が、地域の子育て支援センター的役割を果たせるよう、地域の子育て支援の担い手となる人材の育成や活用に努めます。

【推進のための具体的な取組】

【県・県教育委員会】

- 幼稚園・認定こども園・保育所等や地域子育て支援センターにおける子育て支援の充実
- 福祉・教育・医療・保健などが連携した支援体制の整備
- 子育て支援のための人材の育成
- 子育て支援に関する研修会の実施
- 子育てや支援体制に関する情報の提供

【市町村・設置者】

- 子育て支援ネットワークづくりとコーディネーター的役割を持つ人員の配置を推進しましょう。
- 園が地域の支援センター的機能を果たせるよう施設を整備し、運営施策の充実を図りましょう。
- 子育てや支援体制に関する情報を提供しましょう。
- 高齢者や子育て経験者等の人材活用に努めましょう。
- 母子・福祉機関との連携推進に努めましょう。
 - ・カウンセラーや保健師、民生児童委員との連携
- 次世代育成の視点から、小・中・高等学校とのふれあい交流や保育体験を進めましょう。

【幼稚園・認定こども園・保育所等】

- 未就園の子どものいる家庭を支援しましょう。
 - ・子育て相談の実施
 - ・育児講座（食育・離乳食・親子遊び・みんなくなど）
 - ・園の施設開放、施設活用
 - ・親子登園
 - ・保護者同士の交流の場の提供
- 子育ての支援者として力を高める研修へ参加しましょう。
- 心理や保健の専門家、地域の子育て経験者や高齢者等の地域の人と協力しましょう。
- 保護者との信頼関係を築き、保護者の自己決定を尊重した対応をしましょう。
- 小・中・高等学校とのふれあい交流や保育体験に協力しましょう。